

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援)の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄居町は、物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寄居町長

## 公表日

令和7年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援)の支給に関する事務
②事務の概要	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(市町村民税均等割が非課税の世帯等)に対して物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援)を支給する。事務の概要は以下のとおりです。 【給付対象となる者又は世帯】 ①住民税非課税世帯(令和6年度住民税非課税世帯)一世帯当たり3万円 基準日(令和6年12月13日)において本町に住居登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ②こども加算として①の世帯主に児童一人当たり2万円 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く ※②について、当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象令和6年度住民税均等割が非課税の世帯等に対し物価高騰対応重点支援給付金を支給する。
③システムの名称	I. 特別定額給付金システム II. システム共通基盤(団体内統合宛名システム) III. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表160の項  ■情報提供の根拠 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、マイナンバーを利用した迅速な特定公的給付の支給を実施している。事務は複数職員により対応・確認を行っており、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従いながら適切に管理及び事務を行っていることから、当該対策は「十分である」と考える。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特別定額給付金システムへのアクセスは、業務上必要最低限許可された職員のみとし、他の職員が閲覧できないよう適切に管理している。またアクセスログを記録し、必要に応じて分析することができる体制も整っていることから、当該対策は「十分である」と考える。	

